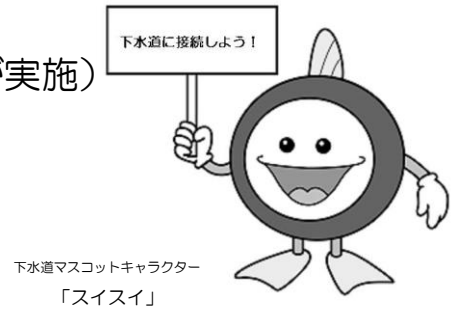


排水設備等改造資金融資制度のご案内

◆融資限度額 100万円（貸付は取扱金融機関が実施）

◆償還期間 4年（48ヶ月）以内

◆融資利率 実質無利子（利子は市が補給）



対象者条件（全てに該当すること）

- 南魚沼市処理区域内における改造工事である（法人・その他団体は対象外）
〔対象工事費 排水設備費や排水設備等の工事費及び、それに関係する土木工事〕
電気工事・内装工事費等
 - 工事に係る建物所有者の同意を得ている
 - 自己資金だけでは一時に工事費負担が困難である
 - 市税及び下水道受益者負担金・分担金等を滞納していない
- ※貸付には金融機関の審査があります。
審査の結果によっては融資が実行されない場合があります。

取扱金融機関（五十音順）

（株）大光銀行、（株）第四北越銀行、新潟県信用組合、みなみ魚沼農業協同組合
ゆきぐに信用組合の市内の本（支）店

申請に必要なもの

＜申請時＞（※同時に、排水設備等計画確認（変更）申請書を提出してください）

- 排水設備等改造資金融資申込書（畔地浄水場下水道課、本庁舎市民課・各庁舎市民センターにあります。（市のウェブサイトからダウンロード可）
- 排水設備等工事にかかる見積書（コピー可）

＜竣工時＞

- 工事費に係る精算書もしくは請求書（コピー可）
- 施工前・後の写真

融資の時期

下水道への接続工事が竣工し、その工事の検査終了後となります。
※竣工段階で金額が申請時より下回る場合、融資金額の修正があります。

ご不明な点等ありましたらお問い合わせください。
南魚沼市下水道課下水道業務係 ☎025-774-2740

（裏面もご覧ください）

融資申込みにあたっての留意点

- ① 提出書類の記入漏れがないかご確認ください。
- ② 申込者の連絡先については、日中でも連絡の取れる携帯番号なども記入するようご協力願います。（申請書の内容確認等で連絡させていただく場合があります。）
- ③ 融資の貸付の可否は、取扱金融機関により決定され、金融機関から借入することになります。金融機関の審査によっては、融資を受けられない場合もありますので、市への申込みと同時に、借入予定の金融機関にも相談することをお勧めいたします。
- ④ 融資の貸付は、工事がすべて終了してからになります。
なお、工事が終了しましたら、完了の報告として工事前・工事後の写真と、請求書（もしくは精算書）の写しをご提出ください。